

学校教育系専門職大学院評価基準

平成 21 年 10 月 20 日決定

I 総則

1 評価の目的

教員養成評価機構（以下「機構」という。）が、学校教育系専門職大学院を置く大学からの求めに応じて、学校教育系専門職大学院に対して実施する評価（以下「認証評価」という。）においては、我が国の学校教育系専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。

機構は、学校教育系専門職大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 学校教育系専門職大学院の教育活動等の質を保証するため、学校教育系専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定すること。
- (2) 学校教育系専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、学校教育系専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校教育系専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 学校教育系専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、学校教育系専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。

2 評価基準の性質及び機能

評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する大学評価基準として定めるものである。

本評価基準が対象とする学校教育系専門職大学院とは、以下の要件を備えたものをいう。

- ① 教職大学院以外の専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成を目的とする課程を置く専門職大学院であること。
- ② 授与する学位名称が、学校教育修士（専門職）またはこれに相当する名称のものであること。

評価基準は、「専門職大学院設置基準」（平成 15 年文部科学省令第 16 号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省令第 53 号）を踏まえて、機構が学校教育系専門職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に、学校教育系専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学校教育系専門職大学院の目的に照らして教育活

動等の状況を多面的に分析するための内容を定めるものである。

評価基準は、9の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含み、その内容により次の2つのレベルに分類される。

- (A) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
- (B) 各学校教育系専門職大学院において、定められた内容に関する措置を講じていることが期待されるもの。

ただし、(A)において、基準が「満たされている」と判断するに当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」項目をすべて満たしていることを条件とはしていない。

3 「適格認定」の要件等

評価結果については、次の2通りで判断する。

- (1) (A)の「基準」をすべて満たす場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合している。」と評価する。
- (2) (A)の「基準」を1つでも満たしていない場合は、「学校教育系専門職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。

各学校教育系専門職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、前述の(A)に分類される「基準」をすべて満たさなければならない。

一方、(B)に分類される「基準」は、評価結果の適合・不適合には、直接かかわらないが、当該学校教育系専門職大学院の充実度を示している。

適格認定を得た学校教育系専門職大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するのみならず、当該学校教育系専門職大学院の目的に照らして教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

4 評価基準の基本的な考え方

- (1) 評価基準は、学校教育法、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等に、それぞれ合致していること。
- (2) 専門職大学院設置基準は、「専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準である」(第1条第2項)とともに、「その水準の向上を図ることに努めなければならない。」(第1条第3項)と規定されていることに鑑み、評価基準は、専門職大学院設置基準等より基本的に充実したものとして設定していること。
- (3) 評価の対象となる学校教育系専門職大学院における特色ある教育等の進展に資する観点から評価項目を定めていること。
- (4) 一元的画一的な評価基準ではなく、学校教育系専門職大学院の目的に適合している

かに基軸をおいていること。

- (5) 各基準領域における「基準」は、その内容により、上記2のとおり2つのレベルに分類され、このことを踏まえた評価結果が、適格認定の適否にとどまらない質の高さを示すものともなりうるものであること。
- (6) 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」を加え、その具体的内容を記述し、広く紹介することにより、各学校教育系専門職大学院の特色づくりを支え、促す働きかけの機能を持たせていること。

II 学校教育系専門職大学院評価基準

基準領域1：設立の理念と目的

(基準)

1-1：A

- 当該学校教育系専門職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。(1-1-1)

《必要な資料・データ等》

- 学校教育系専門職大学院の教育上の理念・目的等の明文化された冊子等の該当箇所
(学則、研究科及び専攻等の概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等の抜粋)

1-2：A

- 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。(1-2-1)

《必要な資料・データ等》

- 学校教育系専門職大学院の養成しようとする教員像等の明文化された冊子等の該当箇所
(研究科及び専攻等の概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等の抜粋)
- 開設授業科目一覧
- 既設修士課程の概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等の抜粋
- 既設修士課程の開設授業科目一覧

1-3：A

- 当該学校教育系専門職大学院の理念・目的を公表し、周知に努めていること。(1-3-1)

《必要な資料・データ等》

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、パンフレット、ウェブサイト
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料及び参加状況が把握できる資料
- 学生募集要項など

(基本的な観点)

- 1-1-1：理念・目的が、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第2条第1項等に基づいて明確に定められているか。
- 1-2-1：人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が、教員養成を主たる目的とする既設の大学院修士課程のものと、適切に区別されており、それぞれの性格が明確になっているか。
- 1-3-1：理念・目的が、学内の構成員に周知され、ウェブサイトや大学案内等をつうじて、社会一般に公表されているか。

(特記事項)

- 「長所として特記すべき事項」はあるか。
- 上記の事項を示す関連資料

基準領域2：入学者選抜等

(基準)

- 2-1：A
- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。（2-1-1）
- 《必要な資料・データ等》
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やウェブサイトなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・ウェブサイトの利用状況等）
- 2-2：A
- 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。（2-2-1、2-2-2）
- 《必要な資料・データ等》
- 入学者選抜要項
- 入学試験問題及び面接試験の方法と形態
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則（面接の評価の観点等）
- 入学者選抜に関する組織体制及びそれが適切に運用されていることが分かる資料

2-3 : A

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。(2-3-1)

《必要な資料・データ等》

- 学生数の状況(志願者数、合格者数、入学者数の推移を指定の様式に記載)

(基本的な観点)

- 2-1-1 : 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が公表、周知されているか。
2-2-1 : 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。
2-2-2 : 入学者選抜が、適切な組織体制により公正に実施されているか。
2-3-1 : 実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

- 上記の事項を示す関連資料

基準領域3 : 教育の課程と方法

(基準)

3-1 : A

- 専門職大学院の制度ならびに各学校教育系専門職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。(3-1-1)

《必要な資料・データ等》

- 開講授業科目一覧
 シラバスの授業計画・授業科目概要など授業内容を示した箇所
 教育課程の構造が把握できる資料
 時間割表

3-2 : A

- 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。(3-2-1)

《必要な資料・データ等》

- 教員一覧、教員分類別内訳

- 科目別専任教員数一覧
- 開講授業科目一覧
- シラバスの授業計画・授業科目概要など授業内容を示した箇所
- 履修科目登録の状況の把握できる資料
- 事例研究等で取り上げた内容事例

3-3 : B

- 学校教育系専門職大学院にふさわしい実習あるいはこれに類する科目（以下「実習等」という。）が設定されている場合、適切な指導がなされていること。（3-3-1）

《必要な資料・データ等》

- 学校における実習等の内容を示す資料
- 学校における実習等の実習記録（個人・学校の情報を除いた複写物。各コース2～3名分）
- 実習校についての状況を把握できる資料
- 現職教員学生の現任校での勤務状況
- 現職教員学生の実習等の状況を把握できる資料
- 実習等の免除を行う場合、根拠・考え方を示す資料
- 実習等の免除を行う場合、免除の要件と手続きとその資料
- 実習等の免除を行う場合、免除の要件と手続きを定める規程等
- 学校以外での実習等を行う場合、実習等の内容を示す実施概要等資料
- 学校以外での実習等を行う場合、実習等の記録（個人及び学校の情報を除いた複写物等）

3-4 : A

- 学習を進める上で適切な指導が行われていること。（3-4-1）

《必要な資料・データ等》

- 履修科目登録に関する規則等
- おもな履修例が把握できる資料
- シラバスの授業計画・授業科目概要など授業内容を示した箇所
- オフィスアワー等の実施状況を把握できる資料
- 指導体制と指導方法の実施計画書
- 計画された指導体制と指導方法によって遂行されている状況を示す資料等（ポートフォリオ等の記録資料）

3-5 : A

- 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっ

ていること。(3-5-1)

《必要な資料・データ等》

- 評価の観点、基準を明示できる規則等
- シラバスの成績評価を示した箇所
- 各種試験の実施状況が把握できる資料
- 学期末の試験・レポート課題および評価の観点
- 評価、認定を実施する仕組みに関する規程等
- 修了認定のための基準と方法を示す規定等書類
- 修了認定作業の実施状況報告書

(基本的な観点)

3-1-1: 教育課程

教育課程が、次に掲げるような事項を踏まえ、体系的に編成されているか。

- (1) 各学校教育系専門職大学院が掲げる人材養成上の目的を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。
- (2) 必修科目や選択必修科目(以下、「必修科目等」という。)として適切な科目が開設されているか。
- (3) 各学校教育系専門職大学院で独自に開設する選択科目が、必修科目等の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。

3-2-1: 教員の配置、授業内容、授業方法・形態

- (1) 各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又は実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。
- (2) 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。
- (3) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。
- (4) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の、適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。
- (5) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

- (6) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。
- (7) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

3-3-1：学校等における実習等

学校教育系専門職大学院に実習等が設定されている場合、適切に実施されているか。

- (1) 例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動について体験し、省察する機会が設けられているか。
- (2) 教科指導や生徒指導、学級経営等の課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習等の時期、系統性、内容など）。
- (3) 実習校について、適切な学校種等（例えば実習等の内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習等のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。
- (4) 実習校に対し、実習等の目的及び実施方法等について、十分な説明がなされ大学との共通理解が得られているか。
- (5) 実習校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。
- (6) 現職教員学生が現任校で実習等を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。
- (7) 実習等の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習等の内容とを照らし合わせること等、適切な判断方法および基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。
- (8) 免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。
- (9) 学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習等を行う場合、実習等の設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか。

3-4-1：履修指導等

- (1) 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- (2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採用する場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。
- (3) 遠隔教育を行う場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。
- (4) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。

- (5) 履修モデルに対応し、組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。
また一人一人の学生の学修プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

3-5-1：成績評価

- (1) 各学校教育系専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- (2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

上記の事項を示す関連資料

基準領域4：教育の成果・効果

(基準)

4-1：A

- 各学校教育系専門職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。(4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-2-1)

《必要な資料・データ等》

(4-1-1)

単位修得率、学位修得率、修了率、各種資格取得の状況を示すデータ

留年・休学・退学の状況を示すデータ

(4-1-2)

学生や修了生の教育成果・効果の全般を示すデータ

(4-1-3)

修了生の修了後の進路状況等の実績や成果を示すデータ

修了生の各種教育賞等の受賞状況

4-2：B

- 学校教育系専門職大学院における学生個人の成長および人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。(4-2-1、4-2-2、4-2-3)

《必要な資料・データ等》

(4-2-1)

修了生の赴任先等の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取の機会（懇談会、アンケート調査、インタビュー調査等）の概要、その結果が把握できる資料

(4-2-2)

修了生の赴任先での教育研究活動等に関わる取組の報告書等

(4-2-3)

修了生追跡調査等（修了生の自己評価や校長等の評価、修了生の学校内外でのリーダー的役割等の活躍状況）

(基本的な観点)

4-1-1：単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、各学校教育系専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-1-2：学生や修了生の教育成果・効果の全般についての概要が把握できているか。

4-1-3：修了生の修了後の進路状況等の実績や成果から判断して、各学校教育系専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-2-1：修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、各学校教育系専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-2-2：修了生が、赴任先等での教育研究活動等に貢献できているか。

4-2-3：修了生が、短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、成果があったと振り返ることができているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

上記の事項を示す関連資料

基準領域5：学生への支援体制

(基準)

5-1：A

○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。（5-1-1、5-1-2、5-1-3、5-1-4、5-1-5、5-1-6）

《必要な資料・データ等》

学生生活導入教育ガイダンス資料

進路指導・就職相談・キャリア支援等に関する組織体制および利用状況・相談実施

状況が分かる資料

- 進路・就職に関するガイダンスや情報提供システム等に関する資料
- 現職教員学生と学部卒学生の特性や差異に配慮した指導状況が把握できる資料
- 障害のある学生・その他支援が必要な学生に対する特別な指導体制・指導実績や具体的な指導マニュアル等が把握できる資料
- ハラスメント・人権侵害に関する相談体制・委員会規則や啓発防止活動が把握できる資料
- 学修相談・学修個別指導体制及びその利用・実施状況が把握できる資料
- 学生のメンタルヘルス支援システムおよび稼働状況やメンタルヘルス支援のマニュアル等が把握できる資料

5-2 : A

- 学生への経済支援等が適切に行われていること。(5-2-1)

《必要な資料・データ等》

- 授業料免除や奨学金・教育ローン等の募集要項・採用基準・貸与実績に関する資料

(基本的な観点)

- 5-1-1 : 学生が在学期間中に学校教育系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学習環境や学生生活に関する相談、キャリア支援の体制が整備されているか。
- 5-1-2 : 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。
- 5-1-3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、障害のある学生等が考えられる)への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。
- 5-1-4 : 学生へ適切な学修支援が行われているか。その際、現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。
- 5-1-5 : 学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。
- 5-1-6 : 学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており、適切に機能しているか。
- 5-2-1 : 学生が在学期間中に学校教育系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

- 上記の事項を示す関連資料

基準領域 6：教員組織等

(基準)

6-1：A

- 学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。(6-1-1、6-1-2、6-1-3、6-1-4、6-1-5、6-1-6)

《必要な資料・データ等》

- 教員配置表(専攻・コース別、研究者教員と実務家教員の別を明記すること。)
- 教員の業績一覧(専攻・コース別)
- 実務家教員の教職経験等を確認できる資料
- 教員の情報開示に関する資料(自己点検・評価結果が掲載された刊行物、ウェブサイト等)
- 授業科目担当一覧(専攻・コース別)
- 多様な教員の雇用形態にかかわる規則(例えば、みなし教員、任期付教員等に係る規則等)

6-2：A

- 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。(6-2-1、6-2-2)

《必要な資料・データ等》

- 教員の年齢構成、性別構成を示す資料
- 教員組織の活動をより活性化するための措置にかかる規則
- 教員選考基準に関する規則
- 教員選考手続に関する規則

6-3：A

- 教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。(6-3-1、6-3-2)

《必要な資料・データ等》

- 教員の業績評価に関する規則
- 大学の自己評価に関する規則
- 教員の情報開示に関する資料(自己点検・評価結果が掲載された刊行物、ウェブサイト等)

6-4 : B

- 教育課程を遂行するために必要な教育支援者（例えば事務職員、技術職員等）が適切に配置されていること。（6-4-1）

《必要な資料・データ等》

- 事務職員、技術職員等教育支援者の配置表（各大学で、上記の意味づけをして配置していると判断した者の配置表）

6-5 : A

- 授業負担に対して適切に配慮されていること。（6-5-1、6-5-2）

《必要な資料・データ等》

- 授業科目及び総担当時間数一覧（専攻・コース別）

（基本的な観点）

- 6-1-1：教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

- 6-1-2：学校教育系専門職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。

また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条第1項に定める専攻ごとに置くものとする専任教員の数（以下「必要専任教員数」という。）以上置かれているか。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

- 6-1-3：教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等（教育上の業績とは、例えば教育活動歴、教育上の方法・内容・評価・教材に関する開発・工夫など）、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴・経験及び指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

- 6-1-4：専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし、おおむね20年以上の実務経験を有する実務家教員が、必要専任教員数のおおむね3割以上に相当する人数置かれているか。

- 6-1-5：多様な教員の雇用形態（例えば、みなし教員、任期付教員等）を活用して、実践現場の動きを恒常的に導入するような配慮を行っているか。

- 6-1-6：各学校教育系専門職大学院において教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。

- 6-2-1：各学校教育系専門職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等が考えられる。）が講じられているか。
- 6-2-2：教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・経験及び指導能力の評価が行われているか。
- 6-2-3：実務家教員のリクルートの仕組みが明確化・透明化されていて、適切に運用されているか。
- 6-3-1：教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。
- 6-3-2：教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。
- 6-4-1：学校教育系専門職大学院の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。
- 6-5-1：専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。
- 6-5-2：専任教員の授業負担、学生指導負担に対して、適切な配慮（例えば、既設大学院・学部の授業や学生指導などの負担軽減等）がなされているか。

（特記事項）

「長所として特記すべき事項」はあるか。

上記の事項を示す関連資料

基準領域 7：施設・設備等の教育環境

（基準）

7-1：A

- 学校教育系専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。（7-1-1、7-1-2、7-1-3、7-1-4、7-1-5）

《必要な資料・データ等》

- 学校教育系専門職大学院の専用施設・設備の概要・見取図・施設整備計画・利用状況が分かる資料
- 自主的学習環境の施設・設備の概要・見取図・施設整備計画・利用状況が分かる資料
- 図書館案内や図書資料の利用方法等に関する資料

- 実践的な研究を行う上での図書・学術雑誌・教育実践資料等の配備状況や学校教育系専門職大学院向け図書予算が分かる資料
- 複数キャンパスがある場合、連携協力するための基本運営システム・双方向システムや複数キャンパス間の教員の連携協力体制が把握できる資料
- 複数キャンパスがある場合、講義・学生指導に関する連携協力体制や複数キャンパス間の学生相互の連携協力活動や情報交換の状況が把握できる資料
- 複数キャンパス間がある場合、各キャンパスに配備された施設・設備および配置された教職員体制や予算措置に関する資料

(基本的な観点)

- 7-1-1：学校教育系専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備（例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 7-1-2：自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。
- 7-1-3：教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が系統的恒常的に整備され、有効に活用されているか。
- 7-1-4：複数のキャンパスおよびサテライトキャンパスがある場合、学校教育系専門職大学院が運営される大学においては、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。
- 7-1-5：学校教育系専門職大学院が複数のキャンパスで運営される場合には、それぞれのキャンパスごとに、教育研究に支障のないよう必要な施設・設備が設けられているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

- 上記の事項を示す関連資料

基準領域 8：管理運営等

(基準)

8-1：A

- 各学校教育系専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。(8-1-1、8-1-2、8-

1-3、8-1-4)

《必要な資料・データ等》

- 学校教育系専門職大学院の運営組織図
- 学校教育系専門職大学院の運営に関する規則
- 会議の資料
- 会議の議事録
- 学校教育系専門職大学院の事務組織及び職員の配置一覧

8-2 : B

- 学校教育系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有し、配慮がなされているか。(8-2-1)

《必要な資料・データ等》

- 大学の予算実施計画書、教育研究基盤経費の配分基準と配分表

8-3 : A

- 各学校教育系専門職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。(8-3-1)

《必要な資料・データ等》

- 大学の広報誌
- パンフレット、リーフレット

8-4 : B

- 各学校教育系専門職大学院における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。(8-4-1、8-4-2)

《必要な資料・データ等》

- 自己点検・評価、外部評価に関する規則
- 自己点検・評価、外部評価の実施体制が把握できる資料
- 自己点検・評価書
- 保管されている情報の種類及び保管方法が把握できる資料

(基本的な観点)

- 8-1-1 : 学校教育系専門職大学院の管理運営に関する重要事項を審議する会議(以下「学校教育系専門職大学院の管理運営に関する会議」と呼称する)が置かれているか。
- 8-1-2 : 学校教育系専門職大学院の管理運営に関する会議の諸規定が整備されているか。また、諸規定に従って適切に運営され、機能しているか。

- 8-1-3：学校教育系専門職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、学校教育系専門職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。
- 8-1-4：管理運営のための組織及び事務体制が、各学校教育系専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。
- 8-2-1：学校教育系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置）が行われているか。
- 8-3-1：教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表する方策（例えば、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等）が行われているか。
- 8-4-1：自己点検・評価や外部評価等の基礎となる情報には、各学校教育系専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するために必要な教育活動及び管理運營業務等に関する内容が、含まれているか。
- 8-4-2：自己点検・評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

上記の事項を示す関連資料

基準領域9：教育の質の向上と改善

(基準)

9-1：A

- 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。（9-1-1、9-1-2、9-1-3、9-1-4）

《必要な資料・データ等》

- 自己点検・評価の組織的な取り組みの計画と実施状況報告書
- 実施されている学生の授業評価等の概要とその結果報告書
- 学生の授業評価等の結果を教育活動改善へと結び付けていくための取り組み報告と具体的な改善例の説明
- 学外関係者等の意見を把握する取り組みの計画と実施報告書
- 学外関係者等の意見を把握する取り組み結果を教育活動改善へと結び付けていくための取り組み報告と具体的な改善例の説明

- 教育活動改善のための取り組みの実施報告（自己点検・評価の結果をフィードバックする方法、見直しのための方法や組織的取り組み等の実態）
- 教育活動改善のための評価活動が機能していることが把握できる資料
- 自己点検・評価の結果をフィードバックすることによって改善が図られた具体的な事例

9-2 : B

- 学校教育系専門職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。（9-2-1、9-2-2）

《必要な資料・データ等》

- 自己点検・評価の結果を教員一人一人にフィードバックするための取り組み報告
- 個々の教員レベルにおいて改善のための評価活動が機能していることを把握できる資料
- 個々の教員の教育活動改善事例
- 学生や教職員のニーズをくみ上げる制度の存在とそれが機能していることが把握できる資料
- FD活動の企画・実施・改善の状況報告書（教職員の参加状況を含む）
- 実務家教員の理論的な知見の充実、研究者教員の実践的な知見の充実を図ることを意図した取り組み例

（基本的な観点）

- 9-1-1：各学校教育系専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。
- 9-1-2：学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-3：学外関係者（当該学校教育系専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-4：自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9-2-1：個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、学校教育系専門職大学院にふさわしい教育内容・教育方法等の継続的改善を行っているか。
- 9-2-2：ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映

されており、学校教育系専門職大学院として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、実務家教員の理論的な知見の充実、研究者教員の実践的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

(特記事項)

「長所として特記すべき事項」はあるか。

上記の事項を示す関連資料

以 上